

災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定

向日市内に大地震、暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、向日市（以下「甲」という。）と株式会社京都衛生開発公社（以下「乙」という。）は、仮設トイレの設置協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、向日市内に災害が発生した場合において、仮設トイレを設置する必要があると認めるときは、乙に対し仮設トイレの優先的な設置協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から設置協力の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対し、仮設トイレの設置協力の要請をしようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 仮設トイレの設置及び維持管理に要する費用は、甲が負担するものとする。

（設置場所）

第4条 乙は、甲が指定する場所に仮設トイレを搬送、設置するものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成9年3月28日から効力を発揮するものとし、甲、乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成9年3月28日

甲 向日市長 ㊟

乙 株式会社 京都衛生開発公社 ㊟